

質問 中川議員（共産 岐阜市）令和8年3月13日（金）

6 岐阜県観光連盟元職員による不正事案について

（1）全容解明と調査手法について

答弁 知事

岐阜県観光連盟元職員による不正事案について、まずは全容解明と調査手法についてお答えをいたします。

本事案の受け止めについては、昨日も答弁させていただいたところでございますが、県観光連盟の元職員によって県の公金が詐取、だましとられた疑いがあり、その背景には、不正又は不適正な会計処理や内部統制の不備があったことは、誠に残念に思っております。

これは県政に対する信頼を大きく揺るがす深刻かつ重大な問題と受け止めております。したがって、事案の全容解明とともに原因の究明を行い、早急に再発防止策を講じていく必要があるとも考えております。

県では現在、総務部内に調査チームを設置し、今回の事案以外にも不適正な事務処理がないか事実確認を行い、それらが行われた原因とその背景を明らかにするため、職員に対する聴き取りや関係書類の確認などの調査を進めているところでございます。

また、外部の弁護士から、調査の手法などについての助言を受けているほか、関係者への聴き取りなども行っていただいております。

今後の調査につきましては、議員ご指摘のとおり、元職員は10年以上の長きにわたって観光連盟で雇用されており、元職員が関わったとされる事案の全容を把握するためには、そもそも元職員がどのような経緯で岐阜県に関わりを持つようになり、なぜ県政にこれほどまで影響を持てるようになったのかなどの観点から、更に調査をする必要があると考えております。

また、元職員は、他の事案も含めて繰り返し再逮捕されておりました。現在確認できている事案以外にも問題事案が見つかる可能性があります。このため、捜査機関の動向を注視しながら、県として調査すべき対象を見極める必要があると考えております。

したがって、全容の把握ができた段階で論点を整理し、第三者委員会の設置を検討いたします。

再質問 答弁 知事

2点目でありますけど、捜査手法につきましてはですね、これ実は昨日のぶら下がり会見でもいっぱいあったんですけど、実はその時お答えしたんですが、確かに第三者委員会を立ち上げた方が客観的に見ると。それはそのとおりです。ただ、議員自身が今「第三者委員会のメンバーです。よろしくお願いします。」とって丸投げされてもですね、「何を調べたらいいんですか」というのと、多分それはわからないと思います。ですからどうしても、第三者委員会イコール何でも調べてくれる客観性の高いものというイメージは正しいかもしれませんが、逆に指定された第三者委員会に入った弁護士さんたちは何していいかわからなくなりますので、少なくともフレームワーク、そして問題点、ベースになるものは事前に整理をしないと、第三者委員会立ち上げようがないので。そしてもう一つ、警察自体が今捜査をしておりますので、その結果が出た上で、どこの部分をどういう形でいつまでに調べてくださいということまでしないと、立ち上げれば良いというものではありませんので。そこを踏まえたいで、第三者委員会の立ち上げを検討すると申し上げたものであります。

担当課 行政管理課

電話番号 058-272-8506

メール c11127@pref.gifu.lg.jp

6 岐阜県観光連盟元職員による不適正事案について

(2) 刑事告訴について

答弁 知事

最後に、本件に関する刑事告訴についてお答えをいたします。県観光連盟の元職員による不適正事案が発覚した令和6年9月の段階では、元職員が詐取、だまし取ったとされる金銭と県の公金との関わりが把握できていなかったようでございます。

このため、対象となった県事業の内容、会計処理などの事実関係を調査し、観光連盟とも協議の上、まずは目的どおりに使われなかった公金の返還、これを優先し、その上で、告訴または告発するか否かについては、その後の調査状況に応じて検討するという事となったようでございます。

その後、元職員の行為が捜査の対象になっており、また、詐取された公金が県に返還されている状況も考慮し、警察の動向を注視しながら、刑事告訴等の法的要件がはっきりしてから対応を検討するという事になったようでございます。

こうした中、本事案を担当しておりました、先ほど触れられました前副知事、河合前副知事でございますが、退任され、続いて古田前知事が退任され、その後、令和7年2月6日に観光連盟が告訴するに至ったものというふうに承知しております。

私が知事に就任して以降、まさにこの日に就任したんですが、観光連盟の告訴に基づいて警察が本格的な捜査を開始し、本年1月13日の元職員の逮捕に至ったところでございます。

現在、元職員は複数の案件で繰り返し逮捕され、捜査機関による捜査が続いております。また、県においても、元職員に関わったとされる事案について調査を進めており、既に逮捕、起訴されている事案以外にも問題事案が見つかる可能性がございます。

このため、県としては、今後の捜査や調査の結果も見極めつつ、本事案を含めて、事案についての法的要件を整理した上で、元職員に対する告訴等を検討してまいります。

再質問 答弁 知事

最後に、観光連盟に関するものですが、議員ご案内のとおり、公務員には告発義務がありますので、告発したら良かったんじゃないか、というご質問ですが、私もそう思います。

担当課	行政管理課
電話番号	058-272-8506
メール	c11127@pref.gifu.lg.jp